

●勤務条件等について（募集する職種等の詳細については別紙に記載）

身分	地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員
任用期間	令和7年4月1日以降から令和8年3月31日までの間 ※職によって任用開始及び終了期間が異なる場合があります。 ※再度の更新について自動的な更新は行いませんが、勤務成績や人事評価が良好な場合、公募によらず再度の任用（上限4回）を行うことがあります。
条件付採用期間	原則1ヶ月（1月の勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまで） ※任用の都度、条件付採用期間があります。
勤務場所	市役所白杵庁舎、野津庁舎、社会基盤整備・災害支援センター、観光施設、文化施設、教育施設、小中学校、図書館、公民館、その他関連施設など
業務内容	別紙を参照してください。
勤務日数及び勤務時間	週5日、1日の勤務時間7時間以内 ※平均的な働き方を示しています。勤務日数や勤務時間数は配属先によって異なるため、詳細は別紙（職種別）をご確認ください。
時間外労働	業務上必要があるときには時間外労働をしていただく場合があります。
休日	原則 毎週土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ※ローテーション勤務の部署に配属された場合、この限りではありません。
休暇制度等 ※令和6年度の内容を掲載しています	市の規則や勤務条件に基づき、年次有給休暇と下記の特別休暇が付与されます。 特別休暇 有給（公民権行使・官公署出頭・現住居滅失等・出勤困難・退勤途上・忌引・結婚・夏期・不妊治療・産前・産後・配偶者出産・育児参加休暇） 無給（保育時間・子の看護・介護休暇・生理休暇・妊娠疾病・公務傷病・私傷病・ドナー休暇）
報酬額	時給954円～ 職務内容により異なりますので、詳細は別紙を参照してください。
通勤手当	片道2km以上の場合、市の規則に基づき支給します。
賞与	勤務期間等に応じて10月と4月に支給します。 ただし週の勤務時間が15時間30分未満の方は支給対象外とします。
給与支給日	各月1日から末日までの勤務実績に応じ、翌月の21日に支給します。
社会保険等	各法令で設けられている加入要件を満たす場合、健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険の適用があります。
服務	地方公務員法が適用されます。（服務の宣誓、信用失墜行為の禁止、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限）
受験資格	いずれの職種も、次のいずれかに該当する者は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・白杵市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
その他	・原則時間外勤務はありませんが、選挙・イベント・自然災害時等に時間外勤務をお願いする場合があります。 ・営利企業等への従事（兼業）は可能ですが、届出が必要になります。